

水俣病被害者救済の申請が 平成24年7月末で終了

平成22年5月1日から給付申請の受付を開始した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」の救済措置の方針に基づく救済措置申請受付は、平成24年7月31日までと決定されました。

水俣病発生地域において、申請前に医師に相談したいが差別や偏見などにより、いまだに医療機関を受診することや抵抗を感じているかたがたのため、環境省では、自治体や医療機関などの協力で、受診の支援を行うことになりました。

詳しいことは、環境省環境保健部特殊疾病対策室にお問い合わせください。

検診の支援を希望されるかたの申込手順

環境省に受診支援を申し込みます。

専用の受診支援申込書に必要事項を記載のうえ、郵送かFAXで環境省まで平成24年5月31日（木）までにお申込みください。

※注）検診に係る費用と交通費は自己負担です。

検診の日時・場所を本人あてに郵便でご連絡します。

指定日時・場所で医師による診察を受けます。

受診支援後、
給付申請されるかた

救済のために必要な申請書類を鹿児島県に提出します。

申請書類審査後、公的検診を受けていただき、
鹿児島県が判定検討会の意見を聴いて判定します。



◎問い合わせ先

環境省環境保健部特殊疾病対策室

〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2

☎ 03 (5521) 8257 (平日：午前9時～午後6時まで)

fax03 (3580) 2963